

社会福祉法人葛城市社会福祉協議会指定地域密着型通所介護及び第1号通所事業所運営規程

平成29年4月1日  
規程第29号

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人葛城市社会福祉協議会が運営する「社会福祉法人葛城市社会福祉協議会指定地域密着型通所介護及び第1号通所事業所」(以下「事業所」という。)が行う指定地域密着型通所介護及び第1号通所事業の事業(以下「事業」という。)の適正な運営を確保するため人員及び管理運営に関する事項を定め、要介護状態又は要支援状態等にある高齢者に対し、適正な事業を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所の介護員等は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう事業所までの送迎を行い、入浴及び食事の提供とこれらに伴う介護、機能回復訓練とレクリエーション、日常生活上の世話等の援助を行う。

2 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 社会福祉法人葛城市社会福祉協議会
- (2) 所在地 奈良県葛城市染野789番地1(葛城市福祉総合ステーション内)

(通常の事業の実施地域)

第4条 通常の事業の実施地域は、葛城市全域とする。

(職員の職種、員数及び職務内容)

第5条 事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は、次のとおりとする。

- (1) 管理者 常勤職員1名  
管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うものとする。
- (2) 通所介護員等 看護職員 看護師又は准看護師1名以上  
生活相談員 常勤職員1名以上  
機能訓練指導員 1名以上  
介護職員 事業所の利用者が15名までは1名以上。それ以上5名又はその端数を増すごとに1名加えた員数  
通所介護員等は、事業の提供に当たる。

- (3) 事務員 1名  
事務員は、必要な業務を行う。

(営業日及び営業時間)

第6条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

(1) 営業日 月曜日から土曜日までとする。ただし、1月1日は休日とする。

(2) 営業時間 午前8時30分より午後5時15分までとする。

(3) サービス提供時間 午前8時30分より午後5時までとする。

(利用定員)

第7条 事業所の利用定員は1日18人とする。

(事業の内容及び利用料等)

第8条 事業の内容は次のとおりとし、指定地域密着型通所介護事業を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定めた介護報酬の額とし、当該事業が法定代理受領サービスであるときは、介護報酬の額に各利用者の介護保険負担割合証に記載された負担割合を乗じた額とする。指定第1号通所事業を提供した場合の利用料の額は、市町村が定めた介護報酬の額とし、当該事業が法定代理受領サービスであるときは、介護報酬の額に各利用者の介護保険負担割合証に記載された負担割合を乗じた額とする。

(1) 健康チェック(病状・障害の観察)

(2) 清拭・入浴・洗髪等による清潔の保持

(3) 食事及び排泄等日常生活の世話

(4) 機能回復訓練及び日常動作訓練

(5) 送迎

(6) レクリエーション

2 第4条の通常の事業の実施地域を越えて行う送迎に要した交通費は、その実費を徴収する。なお、自動車等を使用する場合の交通費は、次の額とする。

(1) 自動車等を使用した場合の交通費は、事業所を起点とし、1キロメートル当たり50円とする。ただし、算出した料金に10円未満の端数が生じた場合はこれを切り捨てるものとする。

(2) 自動車以外の交通費は、鉄道、バス料金を原則とし、その他、利用者の同意を得たタクシー料金を含む往復料金とする。

3 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対し事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に記名押印を受けることとする。

(緊急時等における対応方法)

第9条 介護員等は、事業を実施中に、利用者の病状に急変その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。

(サービス利用にあたっての留意事項)

第10条 利用者は、事業の提供を受ける際に、次の事項について留意するものとする。

(1) 入浴サービス、機能訓練室を利用する際の留意事項

ア 利用者は身体状況等に変化が見られた場合、事前に申し出るものとする。

イ 利用者は事故防止のため、職員の指示に従うものとする。

(2) 送迎サービスを利用する際の留意事項

ア 利用者はあらかじめ決められた送迎時間を厳守するものとする。

イ 利用者は必要に応じて送迎の確認を家族によって行わせるものとする。

(非常災害対策)

第11条 非常災害に備えて、消防計画、風水害・地震等に対処する計画を作成し、防災管理者または火気・消防等についての責任者を定め、避難、救出その他必要な訓練を年1回行う。

2 事業所は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めるものとする。

(秘密保持等)

第12条 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

2 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする

3 事業所は、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合には、当該家族の同意をあらかじめ文書により得るものとする。

(苦情処理)

第13条 事業所は、提供した事業に対する利用者からの苦情に迅速にかつ適切に対応するため、受付窓口の設置の他、必要な措置を講じるものとする。

(運営推進会議)

第14条 事業所は、周辺地域との相互理解を深め、地域に開かれ、地域と支えあう事業所となるために、利用者、利用者の家族、事業所の所在する市町村の職員または地域包括支援センターの職員、地域住民の代表、地域密着型通所介護についての知見を有する者等により構成される運営推進会議を設置する。

2 事業所は、おおむね6カ月に1回運営推進会議を開催し、活動状況を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議からの必要な要望、助言等を聞く機会を設ける。

3 事業所は、前項の報告、評価、要望、助言等についての記録を作成するとともに当該記録を公表するものとする。

(虐待防止に関する事項)

第15条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

(1) 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的で開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る

(2) 虐待防止のための指針の整備

(3) 従業者に対し虐待を防止するための定期的な研修の実施

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置  
(業務継続計画の策定等)

第16条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。

3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(衛生管理等)

第17条 事業所は、事業所の設備及び備品等の衛生的な管理に努め、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

(1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。

(2) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備する。

(3) 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

(その他運営についての留意事項)

第18条 事業所は、全ての従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。また、従業者の資質向上のために研修の機会を次のとおり設けるものとし、業務の執行体制についても検証、整備する。

(1) 採用時研修 採用後3カ月以内

(2) 継続研修 年2回以上

2 事業所は、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

3 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は社会福祉法人葛城市社会福祉協議会と事業所の管理者の協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。